

# 東北大学オープンアクセス方針

平成 30 年 2 月 21 日 附属図書館商議会承認

平成 30 年 3 月 13 日 運営企画会議承認

## (趣旨)

1. 東北大学（以下「本学」という）は、建学以来の伝統である「研究第一主義」と「門戸開放」の理念に基づき、本学で創造された研究成果を広く公開することを使命としている。よって、本学は、世界に開かれた知の共同体として社会に「知」を波及し研究中心大学として人類社会の持続的発展に貢献するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

## (定義)

2. 本方針における研究成果は、出版社、学会、大学等が発行した学術雑誌に掲載された、本学の教員を著者とする学術論文とし、学外研究者との共同研究成果も含むものとする。

## (成果物の公開)

3. 本学は、研究成果を、東北大学機関リポジトリ（以下「TOUR」という）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

## (適用の例外)

4. 前項に関わらず、著作権等のやむを得ない理由により TOUR による公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とする。

## (適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

## (データの提出と TOUR への登録)

6. 教員は、TOUR での公開が可能な研究成果を特別の事情のない限りできるだけすみやかに本学へ提出する。TOUR への登録、公開、利用条件等、TOUR に関する事項は、「東北大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

## (検証)

7. 本学は、本学のオープンアクセスがその趣旨に照らし有効に機能しているか、絶えず検証する。

## (その他)

8. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。